

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年10月14日(火) 開会 午後 3時00分

閉会 午後 5時21分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

副 議 長 大 谷 好 一

欠席者 委 員 松 本 喜 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 斉 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年10月14日 午後3時開議 全員協議会室

日程第1 調査の整理について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 3時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査を行う場合などにおいては秘密会とすること。証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、議員以外に閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意願います。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査の整理について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、調査の整理についてを議題といたします。

これまで記録や資料の確認、説明聴取により調査を進めてきましたが、今後の調査について協議いたします。皆様の中で今まで調査を行ってきたことについて何かご発言ありますでしょうか、お願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 確認させていただきます。今事務局に対しての質問となりますが、資料請求したものの最終確認、いつも会議を行うと正式なものか正式ではなかったものがあるのか、今現在提出していただきたい資料として出ているものは何かというものをちょっと確認していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 要請をしてまだ出てきていないもの。

○副委員長（大浦兼政君） それも含めてです。ちょっとそこら辺のやつを。

- 委員長（内海まさかず君） 今委員会として何を要請しているか。
- 副委員長（大浦兼政君） しているかどうかお聞きしたいと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 書記の方、答えられますでしょうか。
- 係長（小林康訓君） 訂正、要請した資料のうち来ていないものというのは、16日締切りになっております陽光学園清算人の佐山さんに対する財務関係の書類というようなものが来ていないと思います。それから、それ以外は回答にまとめて、我々が印刷したものの目次についているとおりに思いますので、特段出てきていないもの、出せないと言われたものはあるのですけれども、出てきていないものというのはなかったかと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 出せないと言われたものの確認なのですが、内部通報資料、それだけだったのでしょうか、ほかに出せないと言われたものはあったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 書記、お願いいたします。
- 係長（小林康訓君） 現状未提出になっているものについては、内部通報についての2日に請求を決定して、8日に出てきて提出ができませんというふうなものになります。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） この百条委員会に、今日開催するに当たりいろんなメンバーとお話をさせていただきましたところ、やはり内部通報の内容というものが今回の調査には絶対に必要であるということ、また百条委員会が提出をしろと言えはせざるを得ないのではないかという話も聞いております。そういった意味では、例えば秘密会にすることで出せるのか、また名前は必要ないので、その内容というものを確認できる形はどうすればできるのか、そちらのほうを提出できないで終わりではなくて我々は必要としておりますので、提出できる状況を模索していただきたい。やはり内部通報というものは重要な証拠の一つとなりかねません。そして、それが前段が崩れると、我々の調査をしている内容がずれてしまう場合もございます。せっかくそういった内部通報があったのであれば、信憑性が高いと私は判断しますので、それについてしっかりと確認をした上でこの百条は進めるべきかと思っております。
- 委員長（内海まさかず君） ただいまの副委員長の発言についてほかの皆様は、取りあえず行政からは内部通報なので、資料は出せませんという形なのですけれども、他の委員の。
- 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 私も内部資料については、百条委員会の名の下に再度提出の要求を、要望ではなくて要求をさせていただきたいと思います。
- まず、それが明らかになったものの一つとして、この内部通報というのがございます。しかも、実名で出されているということは、怪文書とか、そういった類いのものと違って、重みが格段に違ってくるわけです。なぜ出せないのか、そっちのほうは私は不思議ではない。法的解釈をし

ますと、百条委員会が請求をした場合、いかなる理由があっても、その提出を拒否するという明確な理由にはならないはずなのです。逆にその提出を拒否することは、何か違う思惑があるのではないかと市民の方々から要らぬ誤解を受けかねないと、逆に私はそちらを危惧しますので、ぜひ早急な提出を再度求めていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかの皆様はいかがでしょう。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 百条の調査権限の中に含まれると思いますので、これは内容によっては本当に一変してしまう内容も含まれているかもしれないので、早急にこれは、百条のやり方は秘密会、個人情報が出るとか、そういうおそれがあるのであれば、秘密会にしてでも文書の提出を要求すべきだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 行政からの提出できないという理由は、情報提供者が不利益な扱いを受けないようにということと、情報提供者から個人が特定されないように求められている、公益通報によって利益が損なわれるおそれがあることということで行政側が判断をしておりますが、委員会としてはこのまま未提出という形で進めるのではなく、何らかの例えば秘密会にするだとかという形で情報を要求するという形でよろしいですか。具体的にどうするかというものは、ちょっと検討の余地があると思うのですけれども、法的にもちょっと検討しなければいけないかなというふうには思いますが、まずは再度要求をさせていただいて、行政側に出せない理由というものをもう一度確認すると。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 基本的に内部通報した方の気持ちが多分そこにあると思うのです。ですから、最大秘密会議にしてでも内部通報してくれた方の気持ちを酌んでやらないと先に進まないなというふうだと思います。多分そこがきっかけだったと思いますから、よろしく願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 前回の委員会でも申し上げたのですけれども、公益通報制度に当たるとしても、この100条調査権の権限で出せるものかどうかというところをもう一度執行部のほうに確認をしていただきたいところと、やっぱりこの内部通報が発端となつてのところというのもかなりの部分ありますので、個人のところを黒塗りにするとか、秘密会にするとか、そういったところだけで執行部のほうと詰めていただいて、ぜひとも中身が分かるものを出していただきたい。それをたたき台にしないとということだと思います。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） もしあれば、大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 小平委員が前回発言されました、解散がされる企業に対しての法的な問題があるとか、そういったものというのはこの前の会議以降、例えば事務局としては執行部に聞い

ていただいたということはなかったのか、どうだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 前回の会議からまだ日にちがたっていないのですけれども、幾つか法的整理をしていかなければいけない、また今回のこれもそうなのですけれども、そういうものが出てきているのですが、そのことについては今のところ事務局ではどのような見解でいらっしゃるのでしょうか。

○係長（小林康訓君） もうない法人だからいいだろうというふうなことではないようです。公益通報の時点で退職していたというふうな場合は保護対象にならないのですけれども、通報した時点で現職だったという場合は通報対象になるのではないかというふうなことで調べてはあるので、それは改めてそれで正しいのかどうかをもう一度確認させていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 調べてはあるということで、ということは法的根拠が確立されれば早急な提示というのは可能だという理解でいいのですね。

○委員長（内海まさかず君） すみません、これちょっと委員長で引き取らせていただきたいのですけれども、そこは整理させてください。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まず、この開示等については、初歩の初歩、始まりの始まりみたいなものなので、これをいたずらにあくまでも引っ張られても困りますので、これはちょっと迅速に委員長のほうからも開示をしていただけるように伝えていただきたいなと思うところであります。要求です。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。私のほうで法的整理を行います。その際には専門家の方のアドバイスを受けながら行いたいと思います。少しお時間ください。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 赤いインデックスの2の1のほうに入っておりますひまわり学童藤岡校、岩舟校もそうなのですけれども、補助対象経費の修正についてという資料があるではないですか。これがまず今回の補助金支給の不正第1弾ということで非常に注目をすべき資料なのですが、すみません、前回私お願いするのを忘れた部分がありまして、なぜこの部分がなされていないということが事務処理の中で発覚されたのか、その調査方法と理由についてお伺いをするのを忘れておりました。例えば板倉校の分が交じっていたとか、内装の分もそうですけれども、ライト云々等については、これは現地見れば数が合わない、現物が残っていたということで分かるのでしょうかけれども、なぜ板倉校の分が藤岡に請求が上がっていたことが所管事務調査のほうで分かったのか、それは何をもってそれが発覚したのかというのをお伺いしておりませんでした。その辺について分かる資料、説明等があればありがたいなと思っていますので、これも併せて進めていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 資料は出ているのだけれども、どうやってこれが調べられたのかなというのがどこにも記載がないのです。これだけ違うよというのは分かるのですが、どういうふうに調べたらこれが出たのかと、何で板倉校の分が混ざっていたのが分かったのかということなのです。請求書等には一切そういった記載はなかったわけですよ。それなのに板倉校の分が例えばごみ処理なんかはもう8割以上が混ざっていましたよというのが分かったわけではないですか。どうして分かったのって、何を基にしてそれが発覚したのというのが説明はいただけていないので、それを知りたいと。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今の多分広瀬委員のおっしゃっている部分と先ほど説明が少しかみ合っていないかと思いますが、さっき言った内部通報を基に例えば分かったものなのか、それとも例えば佐山社長とのヒアリングによってなのか、それとも工事会社とのやり取りなのか、そういった細かい部分、何で誰とどのように話したから分かったのかということを知りたいとおっしゃっていることですよ。

○委員長（内海まさかず君） これは証人喚問を行いましょう。の事項になるのかなと思います。

○委員（広瀬義明君） 委員長、証人喚問は結構なのですが、所管にこの数字が出てきた理由というのも尋ねていただきたい。でないとおかしい話になってしまうではないですか。元から知っていたのかという話になってしまう。

○副委員長（大浦兼政君） それもありますね。これは現部長で大丈夫ではないですか、調査の現場に行っただけでおっしゃっていましたから、この研究会のとき。

○委員（広瀬義明君） 調査に行った後にこれが出てきたわけですから、これだけ違いましたというのが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 今日の今日もあれでしょうから、次回までに理由と調査方法を何かしらの形で上げていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 証人喚問で行う項目でもあるかもしれないけれども、その前に資料請求をするということで。

○委員（広瀬義明君） はい、お願いします。

○副委員長（大浦兼政君） どうなのですか、資料請求を文字に起こすのは難しくないですか、かえって。

○委員（広瀬義明君） 説明してもらえれば一番いいのだよね。

○副委員長（大浦兼政君） そのほうで質疑応答したほうが、多分文字に起こすと、それだけの話、確認で……

○委員（広瀬義明君） 所管担当者への質疑を希望します。

○副委員長（大浦兼政君） 証人喚問というか、この資料説明の補足部分という形でもいいのかなと思いますけれども。

○委員（広瀬義明君） それの証人喚問ということ。

○委員長（内海まさかず君） いや、そういうことではないけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） すみません、暫時休憩します。

（午後 3時22分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時37分）

○委員長（内海まさかず君） 先ほど広瀬委員より要望のありました5月20日の確認を行ったことについての説明を担当所管に求めることといたします。これはまた後で議決することになりますので、そのときはよろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほどの内部通報の話は正式に依頼したという形になっているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） なっていません。

○副委員長（大浦兼政君） なっていませんね。では、そこをお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） それも一応行政に依頼する、これはまた最後に議決したいと思います。

委員長のほうから提案させていただきたいと思いますが、証人喚問のほう、行政職員に対する証人喚問を計画して、私の中ではいたのですけれども、皆様どのようなご意見をお持ちでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、もう一つ要望です。適格確認はされたのかということも出ていたので、それも正式に確認をしてください。よろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 具体的なものというものはどういうことになりますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 多分一般的に入札に入ったり、決定される方というのは、その会社の概要等行政内でチェックをされると聞いております。それが適格診断といいますか、それにつながっていくはずで、もしかするとともここは入札をしていいような会社ではないという判断が例えばされるような前例があったり、事件、事故があったりする場合があると聞いています。ですから、

この会社がそうだったとは言いませんが、そういった判断をしっかりと行ってやっているのか、またここに限らず全体的にそういったものの確認はルール上やるべきことを栃木市はやっているのかも確認すべきだと思っていますので、広げてしまうとあれなので、取りあえずこの会社に関していろんな入札が行われている会社ですので、適格診断というものに対してどのような考えで行っていたのか、その事実の確認はお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 先ほど後ほど議決しますよと言ったのは、5月20日の調査に関することなのですけれども、それプラスということですか。

○副委員長（大浦兼政君） そうです。

〔別にですね〕と呼ぶ者あり

○委員長（内海まさかず君） 別にですね、分かりました。これも議決要件に入れましょう。

大浦副委員長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） 今陽光学園とこの学童とは違うというふうに話が聞こえてきましたので、それにお答えしますと、ティ・エイチ・エスという会社が結局全体を行ってしまっていて、振込先もティ・エイチ・エスだったり、お金の出どころもティ・エイチ・エスであったり、実は陽光学園と言いつつも、実質ティ・エイチ・エスという会社が動かしているのが事実です。そこら辺というのが実は問題でして、本当であれば全ての領収書、請求書、見積書等、陽光学園等で来なければ、私はこの補助金の性質上問題ではないのかなと思うのですが、基本的にはティ・エイチ・エスという親会社というか、全体の会社が把握をして動かしているというふうになっています。そこら辺がしっかりと調査の対象になるべきで、実際に陽光学園というのは休眠幼稚園であった、そちらのほうはしっかりと把握をされて動いていたのか、群馬県ではそのように私学課のほうで判断して、そういった附属の学童はできないよと判断していたにもかかわらず、栃木市及び栃木県の判断はどうだったのかということが適格、その調査に当たるのではないかという意味でございまして。ですから、あくまでも学童の部分から見えるで結構でございます。全体的な2億7,000万円を超える補助金全体を調査しろという意味ではありませんが、この1つの部分に対してどのような状況判断をしたのかということは聞いてみたいと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 副委員長の質問の関連と申しますか、補足になるのですが、おっしゃるとおり、別にチャンプオートグループが適格かどうかの判断ではなくて、この陽光学園が補助金をくださいということでこの補助金を申請しているわけですよね。ということは、陽光学園自体が学童休眠しているものでございまして、群馬県の指導でありましたとおり、本業をやっていないのに学童保育をやるのはいかがなものかということまできちんと栃木市は把握をした上で適格であると判断したのかどうかというのを私は知りたいのです。それがなく、チャンプオートの関連だからと

いうことでやられたというのは、これは違う。同じグループ傘下にあったとしても、やはり銀行等からすれば企業単体との付き合いということになりますので、そういった意味で言えば今回の補助金はあくまでも栃木市と陽光学園の間で締結された補助金でございますから、陽光学園自体が学童保育を行うのに適格だと判断した根拠、そしてそれがきちんと法令に基づいて調査を行った結果の適格診断なのかを教えてくださいと私は思うのですが、副委員長のお考えも一緒ということですのでよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。実際群馬県から本業をやっていないのに学童をやるのはやめてくれというふうな要望が来ているというか。

〔「要望というか要請です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 要請が来ているのは事実ですので、うちがというか、栃木市がちゃんとそこはやったのかというものは調査をいたしましょう。適格性についての判断をどのようにしたのかというものについて説明を求めることにいたします。

○委員（広瀬義明君） 適格の審査しないでそのまま出したといたら大きな問題になりますから。

○委員長（内海まさかず君） 恐らく一部の委員には、この不適格であるという資料が出ていますが、群馬県の。それを後で委員の皆さん全員に配付していただければと思います。

ほかに皆様ご意見はありますか。なければ私の提案のほうも検討していただければと思うのですけれども。

それでは、証人喚問についてなのですけれども、資料の整理をしながら、実際どうであったかというこの喚問も行っていきたいと思いますが、そのことについて皆さんご意見がありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こども未来部学童保育係の名簿というものは前回委員のほうに配られております。これは委員長がつくってくださったやつですよ。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○副委員長（大浦兼政君） こう見ますと、やっぱりキーになる年度というものがございますので、正直言いますと部長の入れ替わりもあるので、令和4年、令和5年の方は全員やられてもよろしいのではないかと私は思っております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も副委員長と同じく、これは我々の準備が整い次第、もしくは日程が先に決まれば、そこを目指して我々のほうが質問内容等の精査に入ればいいだけの話かと思いますが、できれば役職の下の方々から順番にお話を聞かせていただければありがたいかなと、部長職の方々が詳細に内容を知っているかと言えば、やはり主事クラス、主任クラスの方のほうが詳しいでしょうし、部長クラスの方は最後の責任云々の話、もしくは何かしらの圧力云々の話しかも聞くところ

ろは残っていないと思いますので、できれば全ての方を1日でお話が聞けるような日程を組んでいただければ一番ありがたいかなと。あまり向こうにいろんな情報交換等の時間を与えているのは、皆さんもお忙しいでしょうし、職員の皆さんもお忙しいでしょうから、30分単位で十分だと思うので、そういった形で1日に皆さんのご意見を聞かせていただけるようなスケジュールリングが望ましいと考えます。

○委員長（内海まさかず君） では、担当所管の証人喚問を行うという方向は皆さん大丈夫でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 担当所管の証人尋問を行うことにします。

そして、人選なのですけれども、恐らく下のほうの方たちは直接関わっていない方もいらっしゃると思いますが、その方については、どうしようかな、その方を呼んでも意味がないので。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 我々も独自調査を行っている中で、佐山社長から電話があって対応したとか、上がいないから私が答えたとか、そういう話は当然あります。そこに不正があったかどうかという話ではなくて、そのときに言った内容等、覚えているもの、忘れていたものは当然あると思いますが、一応ここにいる担当課が多分上がいなければ下へ下へと電話も替わっていくと思います。全然関係ない担当係がしゃべるとは思いませんので、そういった意味では少しでも情報が欲しい現段階を考えると、私は話すことに意義はあると思いますので、全員にお話を聞きたいとは思っております。

○委員長（内海まさかず君） その際にゼロ回答という可能性もあり得るのですけれども、それはもちろん大丈夫だということですね。できれば証人喚問を行う前に関わったか関わっていないのかをこちらで打診して、全く関わっていないよという方は省きたいなと思うのですけれども。

○副委員長（大浦兼政君） それは別に構いません。

〔「その辺の人選は委員長に一任で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。その確認をしなければいけないけれども、多分もう一回開かなければならなくなりますので、それをすると。先ほど言われたように、みんな取りあえず呼びますよと、関わったか関わっていないかも含めて聞きますよというふうになれば、ここで議決を取ることができると思いますけれども、そっこのほうがいいですか。

〔「関わっていない人も来てもらって、関わっていませんと、その証言が本当であればそれはそれで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 今日決められない。すみません。証人喚問に関しては、相手方の都合

もありますので、もう一度取りあえず基本担当所管の方を呼ぶということで調整をさせていただきます。調整が済み次第、またこの百条委員会を開きますので、そこで証人喚問の議決をしたいと思います。

〔「令和4年度と令和5年度に名前が挙がっている方から人選する
と」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） という形になります。

青木委員。

○委員（青木一男君） 令和4年度、令和5年度、令和3年度と令和4年度が1名だけが異動になってはいるのです。ただ、この令和4年度からオープンしたわけですよ、藤岡校は。ということは、私はその前、1名ですけれども、主任の渋谷さんがいらっしゃるわけですけれども、その辺をどのように考えるのか。令和3年度から一人漏れなく、私は喚問するべきではないのかなというふうに思っています。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。そのほうがいいのかと思います、私も。令和3年、令和4年、令和5年という形になりますかね。

では、証人喚問の手續及び証言事項について、また日時、場所については正副の委員長で検討させていただきたいと思います。先ほどこれ言いましたけれども、今度は正副でやりますので、その後議決をお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。そういう形で進めていきたいと思います。

続きまして、皆様のほうで何かありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ずっと伝えているつもりなのですが、工事を行った、メイン工事でありますシンアイさん、議員である川田俊介議員に参考人として一応いろいろお話を聞くべきかと思っています。またずっと言っているとおり、ご本人に身の潔白を証明していただくことが一番でございます。やはり議員の責務というものをしっかり重く捉えていただくこととともに、彼はちゃんと今後の調査全てにおいて全面的に協力しますと議場で発表されております。そういった意味では、現地調査をするに当たり我々が勝手に行くのではなく、それ以上に彼が動いていただき、彼に現場を、工事の概要等を説明していただくのが一番筋が通っているのではないかと考えています。また、ほかの工事会社に対しても来ていただくにしても、彼に動いてもらって自発的に説明をするという形が取れるほうが議員としてはよろしいのではないかと考えています。参考人として来ていただきながら、意見、質疑応答の時間を取っていただきたい、もしくはそれよりも百条委員会として正式な要望を出すべきなのかは、ちょっと私もそこは分かりませんので、ご検討いただきたいと思います。ただ、そろそろ準備を始めて日程調整はしていくべきかと思っております。ご検討くださいませ。

○委員長（内海まさかず君） その件について検討していきたいと思います。皆様のご意見はありますでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 一緒に佐山さんも呼ぶ方向で、同じ日かどうかというのは別ですけども、施工業者のシンアイさんの代取の川田さんと学園の理事長である佐山さんは、証人としてぜひとも証言をしていただかなければならないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当然ながら補助金の中で1,500万円近い金額が補助されている事業先でもあります。ただ、栃木市議会議員川田俊介と株式会社シンアイ代表取締役川田俊介と二通りの見方があるわけなのですが、今回はシンアイの代表として来ていただくということであれば、ほかの事業者への協力体制の呼びかけというのは、これはちょっと厳しいのかなというふうに思うところもあります。逆に情報共有、もしくは意見共有等の疑いがかからないように、事業所同士は多分つながりはあるのでしょけれども、我々からは別個のものとして来ていただく。ただ、これも先ほど申し上げたとおり、職員の証人喚問と同じく、できれば同一日に順序よく話を聞かせていただいたほうが我々も頭の中でつながりが取れるのかなと、そういうふうに思っております。例えば藤岡校で言えば赤坂解体さんでごみの処分しておりますが、実はシンアイさんでもごみの処分をしているのですよ、請求書を見ると。では、そこはどういうふうに分けたのかとか、そういったこともありますので、質問するのでも聞いていくうちにだんだん話が積み上げられていくような、お話を聞く順序というのも重要になってくるかなと思いますので、そういった意味でも今回シンアイさんからの呼びかけではなく、ぜひ百条委員会、我々にとって非常に進行しやすい順で来ていただくような形が望ましいと私は考えるところです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今議論になっているのは、現場確認をするときの参考人としての、呼び出すというか、そういうことを言っているわけですか。

○委員長（内海まさかず君） そういうイメージに、というか最終的にはそれには絶対つながりますよね、そうなります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 副委員長がおっしゃったのは、現場確認のときは川田俊介議員に案内をしていただくのが一番いいだろうし、ほかの方の証人喚問もついでに声がけしていただければという話ではなかった。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今のご質問のとおりでございましてともに、民間の部分ってなかなか立

入りができない、法的拘束力があるものも実はありまして、受け入れないと言われてしまうと入れない可能性もあるという話も聞いて、ちょっとごめんなさい、これ個別にまだ調査はしていませんが、そうなるのであればやっぱり川田議員は市議会議員であるという、その責務を全うするためには、そんなものよりも自発的にということをお我々はアドバイスをして、彼が我々を連れていていただけるような形を取れるとありがたいなと思っています。それが議会の権能を守り、栃木市議会が笑われない状況がつかれるのではないかなと私は思っています。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ということは、現場確認のときにまずはシンアイの代取の川田という話だったのですね。私、そこで証人喚問、証人尋問のことなのかなというところで、陽光学園の理事長の佐山さんということをお話したのですけれども、当然現地調査のときには佐山さんは関係ないですから、関係なくはないですが、必要性は低いところなので、証人として証言をしていただくときには当然真っ先に佐山さんというところで、私のほうはそういった趣旨で発言をしたところがございます。どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 氏家委員のおっしゃっていることはもっともでございます、必ずそのお二人も来ていただくことにはなると当然思っておりますし、ただ今調査の段階なので、どの部分が不正が行われたかかもしれないということで今我々調べなければならないわけですから、実質先ほど言った怪文書も含めて工事をしていないのではないかという疑いが今かけられている状況でございますので、これからちょっと提案いたしますが、現場の確認、そのときには川田議員に自ら説明をしていただくとともに、再調達の見積りをし直すということが重要になってまいります。先ほど言いました市のほうでは計ることができない高いか安い、平米単価の疑問がある部分もございまずし、しっかりとした第三者による目で工事が本当に行われたのかということが今回は重要になってまいります。先ほどの板倉の工事も水増しで行ってしまったのではないかという、ごめんなさい、今公の場になってしまいました。そういう疑いがあるかもしれないとなるならば、やはり価格設定の疑義を晴らすということが超重要に私はなってくると思いますので、ただし百条委員会始まるたびにいつも言うように、この資料の取扱いというものが特に難しいものですから、単純に私が知らない業者にこれで合っているか見積りしてくれというわけにはいきませんので、百条委員会として正式な依頼ができる場所、そしてできる方法というものを模索していただきたいと思っています。それがいろいろ見えてきた暁には、今度は参考人から証人喚問へと変わっていくことを願っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 今の議論でいきますと、2つのことがあると思うのですけれども、川

田議員に対してシンアイの代表という形ではなくでは、市議会議員として関わった経緯を、また内容を話してもらうということと、その工事の内容についてはまた調査をしていかなければいけないのではないかと提案として受け取らせていただいたのですけれども、副委員長、それでよろしいですか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。その部分に関してはそうなのですが、実質参考人ではなくて証人喚問でもいいかもしれない、そこは後ほど終わり次第でもいいので、皆さんと打合せをさせていただきたいのが、彼と佐山社長との関係というものはしっかり公に出すべきだと思っています。今の我々の知識といいますか、記憶といいますか、現実には後援会長であるというふうに私は認識しておりますので、それが事実であるのか、それはいつの段階から、この工事をしていく状況、そして今でもそうなのか、そういったものは聞いておきたいと思います。やはり癒着、利権、そういったものが疑われやすい状況を少しでもなくしていきたいという思いからでございますので、参考人なのか証人喚問なのかはちょっと検討が必要ですが、そういったものも関係はしっかりと質問していきたいと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 普通証人喚問を行う場合は、私の中では行政の方に来ていただいて、そして民間の方に移っていくという形をイメージしていましたが、そのときは川田議員はシンアイの代表取締役として、民間人の立場で証言してもらうということもあり得ると思いますが、今の段階では政治家として、市議会議員として関わっていただくという、そして説明にするか喚問にするかというのはちょっと悩むところですが、そういう説明の場を取りあえず設けると、してもらう場を設けるというふうに捉えておりますが、それで大丈夫ですか。皆さんがその場が必要というのであれば、百条委員会で川田議員に説明を求める場をつくろうと思いますが、皆様それでよろしいでしょうか。反対意見の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、ご協議またさせていただきたいと思いますが、現段階で川田議員に工事の内容を説明してもらう、またその背景も説明してもらうという形になりますが、証人喚問を行うか、参考人招致ということで2つ方法があると思われませんが、皆様どちらのほうがよろしいかと思われませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実はいろいろ資料請求しているものがございます。内部通報が手に入った状況では、これから疑いがさらに濃くなる場合もございます。そうなってくると参考人から証人喚問へ上げていくべきだとも思っています。だから、現段階ではどちらでもなく、自発的にという形は例えば取れるのでしょうか、それ以外の言葉が存在するのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 恐らくないと思いますが、委員会として本人に説明する場を設けます

から、説明をされますかということは投げかけることはできるとは思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、まずは彼の自発的な考え、思い、行動を見るために委員長として呼びかけていただくということ、それに賛同しない場合は参考人としてまず来ていただくという形で、順序立ててやっていくという意味でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 何か大した意味がないような気がするのですが、呼んでしまったほうがいいのかという気はしますけれども。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大浦副委員長が言ったように、参考人だと多分説明程度だと思うのです。そこに証人喚問になれば逆に質問もしやすくなるということだと思うので、ならばそういうことを含めた対応がよろしいのかな、質問ができるようなのがいいのかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい。先ほど言った参考人と証人喚問の違い以外にもう一つ呼べるのかというのを聞いたのが議員として来ていただいて、議員として我々も質問しやすい状況のほうがかえって深く聞きやすいのかなと、正式な場になる前の下話という意味であれば、例えば正式な委員会ではなくても、まずは聞いてみたいというのが本音でございます。そこら辺は難しいので、判断はちょっと検討いただきたいのですが、この3段階、どれが正しいのかを含めご検討いただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） すみません、ここで暫時休憩に入らせていただきたいと思います。

（午後 4時09分）

〔針谷育造君出席〕

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時20分）

○委員長（内海まさかず君） 先ほどの、問題となっておりました川田議員への証人喚問及び参考人招致ということ、またはその他の方法はないかということなのですが、皆様どのようにお考えになりましたでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 気持ちとしては証人喚問をしたいところなのですが、懸念するところが調査権の乱用になってしまうと、全体をスムーズに進めることが逆に悪くなってしまうこともあると思いますので、そこは慎重にしていきたいと思いますから、参考人招致ではなく証人喚問をするに当たっては、その理由をきちんと組み立てる必要があるという考えでいます。

○委員長（内海まさかず君） 証人喚問を行う場合にはということですね。

○委員（小平啓佑君） はい。その理由がちょっとまだ私は把握できていない。結論のところ、ちょっと皆様のご意見を聞きたいというところです。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今小平委員が言いたかったことで、結論が出ていなかったのですけれども、小平委員が言ったことを踏まえて、今回は参考人招致がよろしいのではないかなというふうに言いたかったのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員の意見として。

○委員（氏家 晃君） はい。参考人招致でいいかと思います。そこで何かしらあれば、また段階的に調査のほうできますので。

○委員長（内海まさかず君） ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） これは今ここで取ります。取りあえずすることだけを決めますので、川田議員に市議会議員として今回の件について説明をしてもらって参考人招致を行うことにいたします。日時については、またここで議決をしなければなりませんので、そのことは覚えておいてください。

あと、板倉町に委員派遣というのがあるのだけれども、皆様ほかに何かご意見ありますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先日の委員会で栃木県及び群馬県、県庁に対して委員を派遣してお話を伺うことになっていたかと思うのですが、私はそこに先ほど申し上げたとおり、板倉校との関係も非常に深くなりそうな予感もいたしますので、ぜひ板倉町の所管担当の方からの意見聴取をするということで、板倉町への派遣も含めて実施するべきだと考えますので、板倉町を派遣先に追加していただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 問題は何を聞くかという項目が今のところ全部全てないので、そこを決めていきたいと思います。一応板倉町も群馬県も前回はやりますよというふうに。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 栃木県もだよな。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） なので、この内容を詰めていきたいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、そのとき私が聞いたと思います。板倉町でも何かの不正が起こっていた可能性が高いと情報が入ったと、それについては栃木市で情報が入っているかということに対して、まだ答えは来ていないということでまずよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 事務局のほうにお尋ねします。

○副委員長（大浦兼政君） 前回私がちゃんと発言しています。

○委員長（内海まさかず君） 調査してとは。

○副委員長（大浦兼政君） 調べてほしいって。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

証人喚問の項目を決めるときにそれも含めますか。

○副委員長（大浦兼政君） 不正は板倉町に問い合わせただければいい話、プラス我々が行ったときにその事実確認や……

○委員長（内海まさかず君） 我々が問合せを、百条委員会が問合せを、議会として。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますか。それならそれで構いません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。今委員長のご質問に対しては、現地派遣をしたときに派遣要請の中にどのような質問、調査があるのかということを知りたいと思うので、それは今前回ここに集まるのに考えてきてくれという話はちょっとなかったものですから、多分皆さんの頭に漠然とあると思いますので、申し訳ございません。暫時休憩の下にまた意見交換をしないと、正式にそれは今日必要であるならばまとまらないと思います。

○委員長（内海まさかず君） すみません、暫時休憩いたします。

（午後 4時27分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 4時56分）

○委員長（内海まさかず君） 17時になりますので、会議を延長いたします。

暫時休憩に入ります。

（午後 4時56分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 5時06分）

○委員長（内海まさかず君） 先日執行部より当該内部告発に関する資料については提供できないという申出がありました。それを受け当委員会としては、正当な理由には当たらないのではないかとということで再度執行部に対して資料請求をすることを議決したいと思いますが、皆さん、請求することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 再度請求することで決定いたしました。

皆様にお諮りいたします。資料請求は1週間程度にしておきたいと思います。

ほかに協議することがあればご提案いただけますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、ほかにではなくて、いつも何を議決したのかが最後まとめていただかないと実は頭の中が言ったよねというのと、いや、それは議決されていませんってあるので、本日話合いに出て、これが必要だよねと言ったものと、これが正式な百条として議決されて請求しかりされたものをまとめてご説明をしていただきたいと思います。それは委員長と事務局をお願いしますので、今ご確認していただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） 事務局、お願いします。

○係長（小林康訓君） 本日、すみません、委員長1度お戻しして日付を決めていただきたいのですが、記録の請求の提出の日付を。

○委員長（内海まさかず君） では引き取ります。先ほどの議決なのですけれども、期限を設定しなければなりません。1週間程度、この資料もそういうふう考えておりますので、今日が14日ですので、21日までに提出するようにしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 21日までの請求といたします。

事務局、お願いいたします。

○係長（小林康訓君） それでは、ただいま会議の中で話題に上がったもの、それから議決になったものということがあるかと思うのですが、内部通報について改めて提出をいただきたいということで、10月21日を期限とすることはただいま議決をしていただきました。そのほかに議決事項ではございませんが、説明員ですね、子育て総務課に対して資料の2の1でしたか、ラベルのついた資料について質疑応答の機会を設けるといふようなことが議題になっていたかというふうに思います。それと併せまして、恐らく同じ子育て総務課ではないかと思うのですが、陽光学園が補助金をもらう、ないし学童保育を運営する法人として適格性があったのかというふうなところが話題になっていたかというふうに思います。この点については、説明員の請求というふうなことになるかというふうに思います。

〔その説明員の請求は議決が要るの〕と呼ぶ者あり〕

○係長（小林康訓君） 説明員の請求は特に議決はなくても大丈夫です。

○委員長（内海まさかず君） あとは派遣を決めたのだっけ。決めたけれども、それはもういいのか。この2点です。内部通報の再要求と説明員による説明です。調査内容についての説明と、あと法人の適格性の部分という形になります。

事務局。

○係長（小林康訓君） そのほかに話題となりましたのが担当課の当時の所管の職員の証人尋問を行うこととすると、ただこれについては日程を調整した後に改めて議決をお願いしたいと思います。加えまして、参考人招致といたしまして、川田議員に参考人のほうをお願いする、こちらにつきましても改めて質問事項などをまとめて議決をするというふうなところが本日の最終的な内容だったかというふうに思われます。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、それで間違いないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、それをまとめて委員に送っていただけませんか。

〔「2日後ぐらいに会議録になっているので」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。お願いいたします。

その他皆様、何かありますでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 内部通報の資料につきましては、1回請求をして断られているという経緯がありますので、我々は100条調査権でこれは開示すべき、開示できるものであろうというふうに判断をして請求していますので、万が一出せないというときには、どういった根拠法令とか、そういったものを出していただきたいというところです。

○委員長（内海まさかず君） 一応弁護士と相談をしたいと思いますので、資料請求するときにこちらは秘密会にしますよと、内部通報の意味は本当に分かっているという形で請求することにしませう。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 新たな正式なご提案として議決をお願いしたいのが、ほかの町の百条委員会、当然のようにユーチューブ等でアップされて市民への説明責任を果たしております。栃木市におきましては、残念ながら議場以外の撮影をする機材が整備されておりませんので、今ここではちょうどできないことになっています。しかし、市民側の方からそういったものはやるべきではないかと、なぜかといいますと新聞報道のみでしか百条委員会が行っている内容であったり、行ったことが分からない、さらには新聞記事に関しても重要な案件以外は書けないので、正直言いますと今秘密会のような状況になってしまっているということでございます。そういった意味で、しっか

りとこの委員会が動画がアップされることを望んでいる市民の方がいますし、私自身もご提案させていただきたいのですが、まず皆様にこの委員会がユーチューブ等にアップされ、記録されることにご了承いただいた上で、栃木市に対して正式に依頼をしていきたいと思っております。それを別の事案としてご提案させていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 当委員会といたしましては、全て公開で行っておりますので、秘密会以外は。公開されることに対しては問題ないのかなとは思いますが、もう一つ我々が注意しなければいけないのは、これから進んでいく調査の過程におきまして、証人が証言しやすい環境づくりも我々をつくっていかなければならないという使命もあるということをご確認の上、ご議論をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もちろん大賛成でありますので、その形はいいかと思うのですが、個人情報に触れる場合、かなりの配慮をして丁寧に進めなければならないと思いますので、そこら辺はいい案があれば賛同しますので、お願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当然撮影規約についてはもう一度話し合いは必要だと思いますが、一般的に委員長のほうでこれは退席を求めるような案件であったり、そういったものときは当然記録は一時停止という形になると思います。あくまでも傍聴者がいて問題がないようなときは動画の撮影は当たり前のようにオーケーであるのではないかと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も動画撮影等については賛成の立場なのですが、ただ問題は栃木市議会会議規則ですとか、そういったもので抵触するものがないかなというのをちょっと心配しているところなのですが、実際現状どうなのですか。

○委員長（内海まさかず君） ちょっと整理しなければいけないけれども、事務局、どうですか。

○係長（小林康訓君） 抵触するものというのはなく、逆に今本会議を放映しているというのも、議会改革検討委員会の意見に基づいて代表者会議等で決定してやっているというふうなのが実態でございます。当市議会については、この部屋、それから常任委員会のとときとか分科会のとときは撮影をしていないというふうなところでございます。ですので、機械的な問題と、あと実際は手続的に今まで議論したことがないというふうな、そういうところが現状かと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、これも事務局に確認になりますが、詳細については全部規約ですとか、そういったものをもう一度読み直さないといけないところがあるのでしょうか、駄目だという規則もないけれども、やっていいよという規則もないと、そういった場合というのは例えば代表者会議等を開催しないと決められないのか、それともしばらく代表者会議を開催するスケジュール

リングが難しければ議長判断でオーケーになるのか、もしくはこの委員会の委員長判断、もしくは委員の賛成をもって了とするのか、どれに当てはまるのかもしてお分かりであればお願いしたいなと思うのですが、局長どうですか。

○委員長（内海まさかず君） 森下事務局長。

○事務局長（森下義浩君） 通常であれば今までの流れでありますと代表者会議で決めているという形になりますので、この百条だけ特別にというわけにはなかなか難しいと思います。ですから、臨時にでもこういう提案が委員会のほうからあってということで、臨時の代表者会議等を開いて承認いただいて、あと技術的な問題がちょっとあると思います。どうやって撮るのだとか、今、今回の場合もありますけれども、暫時休憩なんかなったときにユーチューブでその切替えがぱっぱぱぱできるのか、実際できるのかという技術的な問題もあると思いますので、その辺はまた内部でちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、本委員会から議長に対して本委員会の動画公開の要望を出すことについて、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 異議なしと認めます。

それでは、動画による公開の要望を議長に出すことを決定いたしました。

その他皆様、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） それでは、以上をもちまして会議を終了したいと思います。

次回の会議は、10月20日8時半より行いますので、委員の皆様のご参集をお願いいたします。

以上で閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 5時21分）